

学校いじめ防止基本方針

敦賀市立気比中学校

平成26年4月 1日策定
平成28年7月 1日改訂
平成29年9月 4日改訂
平成30年5月 1日改訂
平成31年2月19日改訂
令和 2年4月 1日改訂
令和 4年4月 1日改訂

敦賀市立気比中学校 いじめ防止基本方針 【様式1】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。
ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人に育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、以下の方針でいじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

社会で許されないことは学校でも許されない。いじめや暴力は絶対に許されない行為であり、その撲滅を目指し、学校として毅然とした姿勢で対応する。

<具体的方針>

- ①被害生徒を最優先かつ徹底的に守る。
- ②保護者をはじめ地域に積極的に情報を公開する。
- ③関係機関との連携を強化する。
- ④重大な問題が発生した場合は、学校だけでなく、警察や関係機関に相談や調査依頼をする。
- ⑤数値目標を設定するなどして、常に改善向上を図る。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育
生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
- 体験活動の推進
校外学習や集団宿泊体験、ボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行い、授業では自分、仲間の思いを互いに伝え合うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

「聞く・話す」活動を重視し、「グループ学習」など共に学ぶ活動を通して、仲間の思いをしっかりと受け止める心を育てます。

○幼小中接続

幼小中の接続を推進する中で、発達段階に応じた規範意識等の醸成に努めるとともに、各発達段階でのガイダンスなどの機会を捉えて、系統的にいじめの未然防止に取り組みます。

(2) 学校評価への位置づけ

○本校は、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、学級運営指導書の実践、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

また全教職員で、「いじめは絶対に許さない」という指導を徹底します。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

朝の会・帰りの会において、班の話し合い活動を活性化させ、生徒が生き生きと目標を持って活動できるように努めます。

生徒会では、「SDGs」に関連づけた活動を各委員会が考案し、年間を通した取組みを実施します。また、地域と密着した活動を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。さらに家庭地域学校協議会との連携強化を図ります。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な生徒について、日常的に、保護者との連携のもと、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を組織的に行います。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。また、誰もがゲートキーパーになれるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○「学習の記録」の活用

生徒が日々の生活の振り返りを記入し、それを学級担任が確認しコメントすることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○学校生活アンケート、心のアンケート（いじめに関するアンケート等）の実施

定期的に、学校生活についてのアンケートや心のアンケート（年3回実施）を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。学級担任以外にも生徒が相談相手を選べる場を保障します。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談（年3回実施）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

- スクールカウンセラーの活用
年2回、全校生徒とスクールカウンセラーとの面談の機会を作り、担任や教員には打ち明けられない悩み等を話せる場を設定します。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。
またPTA健全育成委員会を中心とした「登下校ながら見守り活動」を実施します。

(5) いじめの事案対処

- 組織的な対応
いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合は、いじめられた生徒の立場に立って適切に対応し、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応をします。
- 「いじめ対応サポート班」による対応
いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して、当該事案の対応など組織的な対応を行い、被害生徒を守ります。
- 被害・加害生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 関係機関との連携
いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、連携した対応をとります。

(6) いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、被害生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。
いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、少年サポートセ

ンターの外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、児童家庭課、医療機関、民生児童委員等の関係機関との連携を図りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

4 いじめの防止等のための組織（様式2参照）

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催します。

- 〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
- 〈活動〉
- 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - 生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換や連絡体制づくり
 - 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - 学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

- 〈構成員〉 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等
- 〈活動〉
- 当該いじめ事案の対応方針の決定
 - 個別面談による情報収集
 - 継続的な支援
 - 保護者や地域との連携
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

○本校では、いじめであるかどうかだけでなく、すべての事案について、次のとおり対応をしていきます。

- | |
|---|
| <p>○いじめだけでなく生徒に関わるすべての事象について、即対応します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 常時、主任会（校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・保健主事）を行い、生徒などの情報交換を行います。（これは、「いじめ対策委員会」）2 その中で、いじめや問題行動などについては、学年主任や担任だけの対応に任せず、校長・教頭を中心としたチーム（組織）で対応します。（これが「いじめ対応サポート班」）3 対応したことについては、主任会やチームで情報を共有・確認し、解消に向けた取組をしていきます。4 常に生徒を中心とした対応を心がけ、保護者との連携や生徒のケアに努めます。5 対応については、保護者への報告を必ず行います。6 対応後の生徒の見守りについては、全教職員で共通理解を図り進めていきます。 |
|---|

いじめ対策委員会 (常設)

いじめ情報

校長
教頭

連絡：担任、部活動顧問等

教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当者
スクールカウンセラー 等

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ

認知

【関係教員】
・教科担任
・部活動顧問等

報告
連絡
相談
確認

窓口・教頭

【外部人材】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポーター

【関係機関】

- ・教育委員会
- ・PTA
- ・愛護センター
- ・敦賀市ハートフルスクール
- ・敦賀警察署
- ・福井少年サポートセンター敦賀分室
- ・児童相談所
- ・医療機関 等

いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事

学年主任・担任・教育相談担当者・養護教諭・スクールカウンセラー 等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係生徒への対応・個別面談による情報収集
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携 *必要に応じて警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画（敦賀市立気比中学校）

【様式3】

〔4～6月〕

<p>＜毎日の教員の動き＞ 休み時間等の定点観察 部活動終了後の下校指導 学年間・教科間での情報交換</p>	<p>＜定例の教員の動き＞ 毎月1回の登校指導 個別のケース会議（主任会など）</p>
--	---

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対応サポート班 ・対応策の確認 ・役割分担 ・起きた時に即対応 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> P T A総会 ・基本方針の公表 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 交通安全教室 ・交通指導員による交通安全指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生徒総会 ・生徒の自主的な活動 「SDGs」に関連する委員会活動の設定 </div>		
5 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> いじめ対策委員会 ・悩みの調査結果をもとに、定期的に </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学級懇談会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 体育大会 ・生徒による自主的な活動 ・お互いの絆づくり ・各色リーダー生徒の企画・運営による色別演技づくり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 修学旅行 ・自主的計画と運営 ・お互いのコミュニケーション活動の工夫 ・絆づくり </div>		
6 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・悩み調査の確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 校内授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ・集団づくり ・道徳の授業の充実（人権教育） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 心のアンケート実施 →→→ 第1回教育相談期間 ・生徒の心の悩みや困っていることなどを早くキャッチし、いじめを未然に防ぐ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 個人面談 第1回スクールカウンセラーとの全員面談実施 </div>		

[7～9月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導</p> <p>三者相談 ・情報や意見収集</p> <p>情報発信 ・学期の取り組み等</p>	<p>第 1 回 意 識 調 査</p>		
8 月	<p>いじめ対策委員会 ・夏季休業中の状況把握</p> <p>いじめや人権教育に関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取り組み ・教員の意識改革</p>	<p>リーダー研修会 ・学校のリーダーとしての資質育成</p>		
9 月	<p>いじめ対策委員会 ・悩みの調査結果をもとに、定期的に状況把握 ・2学期に向けて</p>			

[10~12月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>成績報告会 ・情報や意見収集</p> <p>道徳の授業の充実</p>	<p>学校生活アンケートの実施</p> <p>気比中祭(合唱コンクール・個人発表・文化部作品発表) ・生徒による自主的な活動 ・お互いの絆づくり ・仲間の作品を認め合う心づくり</p> <p>生徒総会 ・生徒の自主的な活動 ・「SDGs」に関連する委員会活動の設定</p>		
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>校内研究会 ・1学期の反省 ・2学期からの取り組み ・教員の意識改革 ・道徳の授業の充実</p>	<p>部活動紹介[小中接続事業] ・校区の小学生に対して、部活の紹介とともに、新たな絆づくり</p> <p>心のアンケート実施 →→→ 第2回教育相談期間</p> <p>校外学習 ・実行委員会による自主的企画・運営 ・体験活動による絆づくり</p> <p>校外学習 ・実行委員会による自主的企画・運営 ・体験活動による絆づくり</p> <p>個人面談 第2回スクールカウンセラーとの全員面談実施</p>		
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導 ・学校生活アンケートの分析</p> <p>教育懇談会 ・情報や意見収集</p> <p>情報発信 ・学期の取り組み等</p>	<p>人権週間の取り組み[生徒会の主体的な取り組み] ・人権集会 ・全校道徳</p> <p>第2回意識調査</p>		

[1～3月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>道徳の授業の充実</p>	<p>学校生活アンケートの実施</p>		
		<p>中学校生活ガイドダンス [小中接続事業] ・新入生への中学校紹介、新たな絆づくり</p>		<p>保育実習 ・思いやりの心の育成</p>
2 月	<p>いじめ対策委員会 ・悩みの調査結果をもとに、定期的に状況把握 ・2学期の振り返り ・年度の振り返り ・新年度に向けての計画見直し</p>	<p>心のアンケート実施 →→→ 個人面談期間</p>		
		<p>3年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年への自覚</p>		
3 月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・学校生活アンケートの分析</p> <p>職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p> <p>情報発信 ・学校評価アンケート結果 ・学期の取り組み等</p>	<p>卒業式 ・感謝の心</p>		
		<p>ダンス発表会 ・自主的活動 ・仲間との絆づくり</p>	<p>ダンス発表会 ・自主的活動 ・仲間との絆づくり</p>	<p>奉仕作業 ・卒業に向けて感謝の気持ちを持つ</p>
		<p>学年合唱準備 ・新1年生に入学の喜びを伝える。</p>	<p>修学旅行準備 ・自主的計画と運営 ・コミュニケーション活動の工夫</p>	
		<p>第3回意識調査</p>		